

住宅宿泊事業法への対応について

住宅宿泊事業の宿泊実績【平成30年8-9月分】

(住宅宿泊事業法において、住宅宿泊事業者は、届出住宅の宿泊日数等を2ヶ月毎に都道府県知事等に報告することとされている。)

1 報告の対象期間

- 平成30年8月1日～9月30日

2 届出住宅の数 (札幌市所管分を含む。)

- 報告対象 1,296件 (9月30日時点受理件数)

札幌市	1,052件
北海道	244件 (道央118件・道南32件・道北73件・道東21件)
- 報告済み 1,233件 (札幌市997件 北海道236件)

3 取りまとめ結果 (札幌市所管分を含む。)

①営業(宿泊)日数(8~9月(61日間)に届出住宅に実際に人を宿泊させた日数の合計)

	総数	一住宅当たり平均日数
(1)札幌市	22,863日 (15,418日)	22.9日 (18.3日)
(2)道央(空知・石狩・後志・胆振・日高) ※札幌市を除く。	1,516日 (985日)	13.4日 (10.7日)
(3)道南(渡島・檜山)	814日 (389日)	26.3日 (17.7日)
(4)道北(上川・留萌・宗谷)	899日 (570日)	12.5日 (11.2日)
(5)道東(オホーツク・十勝・釧路・根室)	353日 (190日)	17.7日 (11.9日)
全道計	26,445日 (17,552日)	21.4日 (17.2日)

※(括弧)内は前回(H30年6~7月分(47日間))の数字

②宿泊者数（8～9月（61日間）に届出住宅に実際に宿泊した宿泊者の合計）

	実数	延べ数
(1)札幌市	27,922人 (22,020人)	82,715人 (56,528人)
(2)道央（空知・石狩・後志・胆振・日高） ※札幌市を除く。	3,211人 (2,360人)	5,250人 (3,632人)
(3)道南（渡島・檜山）	1,807人 (941人)	2,822人 (1,515人)
(4)道北（上川・留萌・宗谷）	1,568人 (1,298人)	2,925人 (2,161人)
(5)道東（オホーツク・十勝・釧路・根室）	894人 (423人)	1,187人 (686人)
全道計	35,402人 (27,042人)	94,899人 (64,522人)

※（括弧）内は前回（H30年6～7月分（47日間））の数字

③国籍（出身地）別の宿泊者数（実数）（8～9月（61日間））

	実数		参考：H30年6～7月分	
	人数	割合	人数	割合
(1)日本 （日本国内に住所を有する者）	8,005人	22.6%	(1)韓国 4,507人 17.8%	
(2)中国	6,254人	17.7%	(2)中国 4,346人 17.2%	
(3)韓国	6,148人	17.4%	(3)日本 2,908人 11.5%	
(4)台湾	3,530人	10.0%	(4)台湾 2,532人 10.0%	
(5)マレーシア	2,263人	6.4%	(5)香港 2,072人 8.2%	
(6)香港	2,134人	6.0%	(6)タイ 1,923人 7.6%	

〔参考：事業者による地域活性化につながる積極的な取組事例〕

- ・ 宿泊者を地元の商店や飲食店等に連れて行く等し、地域との交流を促している。
- ・ 宿泊者に事前にメールで地域の観光情報を提供し、滞在・周遊を促している。
- ・ 地域のガイドブック・パンフレットを作成・配布し、宿泊者に情報提供している。
- ・ 宿泊者に挨拶等の日本語を教え、周辺住民との交流を促している。
- ・ 宿泊者を地域の祭りに連れて行くなどし、地域文化に対する理解を促している。